

食品安全委員会（第769回会合）議事次第

1. 日時及び場所

令和2年1月14日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（6名）

佐藤 洋（委員長）
川西 徹
山本 茂 貴
吉田 緑
香西 みどり
吉田 充

3. 議 事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
 - ・肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のうち、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止すること。（農林水産省からの説明）
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・肥料 1案件
肥料取締法第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格の設定について（農林水産省からの説明）
- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「イプフルフェノキン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「シフルフェナミド」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「メフェントリフルコナゾール」に係る食品健康影響評価について
 - ・プリオン「フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について
- (4) その他

4. 配布資料

(1) 確認書

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

(3) 食品健康影響評価について

(4-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<イプフルフェノキン>

(4-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シフルフェナミド>

(4-3) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メフェントリフルコナゾール>

(4-4) フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について